



2025年5月30日

各位

会社名	トナミホールディングス株式会社		
代表者名	代表取締役社長	高田 和夫	
		(コード番号：9070 東証プライム市場)	
問合せ先	取締役 経営企画グループ担当	小島 鉄也	
電話番号	0766 - 32 - 1850		

## 株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年5月1日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025年5月1日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年5月30日から2025年6月18日まで整理銘柄に指定された後、2025年6月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年5月1日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 株式併合割合  
1,500,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
9,073,000株

(注1) 当社は、2025年5月1日開催の当社取締役会において、2025年6月20日付で自己株式688,005株(2025年4月17日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

9,073,006 株

(注2) 当社は、2025年5月1日開催の当社取締役会において、2025年6月20日付で自己株式688,005株(2025年4月17日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

24 株

⑦ 1株未満の端株が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、JWT株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が所有する株式の数は1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、また、当社株式が2025年6月19日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び当社において自己株式数を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年6月22日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が、2025年2月27日から2025年4月10日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間として実施した、当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における当社株式1株当たりの買付価格と同額である10,200円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

JWT株式会社

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、端数相当株式の売却代金の支払に係る資金を、株式会社みずほ銀行からの借入れ、並びに日本郵便株式会社、当社の代表取締役社長である高田和夫氏、当社の取締役である高田一哉氏、及び当社の取締役である佐藤公昭氏が持分の全てを保有するTM合同会社、並びに当社の完全子会社であるトナミ運輸株式会社、北陸トナミ運輸株式会社及び福井トナミ運輸株式会社の取締役である綿貫雄介氏からの出資により賄うことを予定しているところ、当社は、公開買付者が2025年2月27日に提出した公開買付届出書並びにそれに添付された融資証明書及び出資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本公開買付けの開始以降、公開買付者の財務状況に著しい変動を生じさせる事由等、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのこと。

したがって、当社は、公開買付者による本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年7月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取るについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年8月中旬から2025年8月下旬を目途に、公開買付者に当該当社株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行ったうえで、2025年9月中旬から2025年9月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2025年5月1日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025年6月23日に効力が発生する予定です。

① 第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が24株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであ

ります。

- ② 第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、及び定款第8条（単元未満株主の権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）及び定款第17条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

### 3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025年5月30日（金曜日）
整理銘柄指定日	2025年5月30日（金曜日）
当社株式の最終売買日	2025年6月18日（水曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025年6月19日（木曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年6月23日（月曜日）（予定）

以上